

すべての子どもが安心して学校生活を送るために

～「性同一性障がい」の子どもへのきめ細やかな対応～

※「障害」の標記について、県では、「障がい」と表記することとしているが、法律や通知等に関しては、そのまま「障害」と表記しています。

平成27年4月30日、文部科学省より「性同一性障害に係る児童生徒へのきめ細やかな対応の実施等について（通知）」が出されました。「性同一性障がい」に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒への配慮・支援が求められています。 ※性同一性障がいを理由とする差別については、「法務省人権擁護啓発活動 年間強調事項」にも設定されています。

さまざまな「性のあり方」

ー「からだの性」「こころの性」「好きになる性」ー

生まれたときの性別である「体の性」と、自分が自覚している「心の性」は、必ずしも一致するものではありません。

さらに、「男だから女が好き」とは限らないですし、「女だから男が好き」とは限らないのです。

「性のあり方」は多様です。

H26.7『子どもの“人生を変える”先生の言葉があります』



※ある調査では、国内人口の7.6%が「性的マイノリティ」に該当するという結果が示されました。約13人に1人も割合です。 ※H27.4「電通ダイバーシティ・ラボ調査」

「性同一性障がい」の定義

生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信をもち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの

H15「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」

子どもの心・・・自分の性に対する違和感

学校では、男か女のどちらかに区別されることが数多くあります。そのたびに性同一性障がいをもつ子どもは苦痛を感じています。

本当の自分のことを言えない、理解されないであろうという心的葛藤に加えて、第二性徴の時期に自分の望まない体に変化していくことに絶望すら感じている場合もあります。

男性か女性のいずれかに自分を定義することができずに、苦悩する子どもも存在しています。

H26.7『子どもの“人生を変える”先生の言葉があります』
平成26年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策政策研究事業
研究代表者 日高庸晴（宝塚大学看護学部）
<http://health-issue.jp/f/>

「性同一性障害に係る児童生徒へのきめ細やかな対応の実施等について（通知）」（抜粋）

1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

- ・学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること。
- ・性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもち、その時々の児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。

2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- ・学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。
- ・性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄（やゆ）したりしないこと等が考えられること。

○性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

項目	学校における支援の事例
服装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	・標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

性同一性障がいに係る児童生徒へのきめ細やかな対応 Q&A

Q1 学校としてアンケート調査等を行い、性同一性障がいに係る児童生徒を積極的に把握すべきでしょうか。

A 性同一性障がいに係る児童やその保護者は、当該児童生徒の性自認等について、他の児童生徒だけでなく、教職員に対しても秘匿しておきたい場合があります。教育上の配慮の観点からは、申し出がない状況で具体的な調査を行う必要はないと考えます。学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが大切です。

Q2 性同一性障がいと思われる児童生徒がいた場合、医療機関の診断を受けるようすすめた方がよいのでしょうか。

A 医療機関との連携は、学校が必要な支援を検討する際、専門的知見を得られる重要な機会となります。一方で、最終的に医療機関を受診するかどうかは、児童生徒本人やその保護者が決定することです。児童生徒やその保護者が受診を希望しない場合は、その判断を尊重しつつ、学校として具体的な個人情報に関連しない範囲での一般的な助言などを専門の医療機関に求めることが考えられます。

Q3 他の児童生徒に対し、秘匿しながら対応している事例はありますか。

A 平成26年に行った文部科学省の調査では、他の児童生徒等に秘匿しつつ対応している事例は6割程度でありました。全校生徒には明らかにしないが、親しい一部の児童生徒には明らかにしている事例や、小学校では全校児童に明らかにしたが、中学校では校区を変え全校生徒に明らかにすることをやめた事例もありました。

Q4 性同一性障がいに係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡とはどういった事案を想定しているのでしょうか。

A 既に対応を進めていただいている学校の現場では、性同一性障がいに係る児童生徒をその自認する性別の者と全く同じに扱っていたわけではありません。例えば、トイレの使用については、職員用トイレの使用を認めるなど、他の児童生徒や保護者にも配慮した対応がなされています。このような、性同一性障がいに係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒や保護者への配慮の均衡を取りながら支援を進めることが重要です。

H27.6.5「性同一性障害に係る児童生徒に関する質疑応答集」（文科省）